



私は野球場の観客席を回っている売り子です。先日ファールボールに当たり片眼を失明してしまいました。私はアルバイトですが、この場合には仕事中ですから労災になるかと思います。障害状態になった場合には障害年金はいくら貰えるのでしょうか？



野球場の売りさんはアルバイトの方がが多いですが、普通のサラリーマンの業務中のケガと同じように労災から以下の障害等級によって障害年金を受給できます。

障害年金は3つあります。障害等級によって

①障害給付、②障害特別支給金、③障害特別一時金を受給できます。

障害等級	①障害給付		②障害特別支給金	③障害特別一時金
	年金支給	一時金支給		
第1級	給付基礎日額の313日分		342万円	
第2級	給付基礎日額の277日分		320万円	
第3級	給付基礎日額の245日分		300万円	
第4級	給付基礎日額の213日分		264万円	
第5級	給付基礎日額の184日分		225万円	
第6級	給付基礎日額の156日分		192万円	
第7級	給付基礎日額の131日分		159万円	
第8級		給付基礎日額の503日分	65万円	算定基礎日額の503日分
第9級		給付基礎日額の391日分	50万円	算定基礎日額の391日分
第10級		給付基礎日額の302日分	39万円	算定基礎日額の302日分
第11級		給付基礎日額の223日分	29万円	算定基礎日額の223日分
第12級		給付基礎日額の156日分	20万円	算定基礎日額の156日分
第13級		給付基礎日額の101日分	14万円	算定基礎日額の101日分
第14級		給付基礎日額の 56日分	8万円	算定基礎日額の 56日分



①～③までの給付額を算出する給付基礎日額とは何ですか？ 私のアルバイト収入は毎月10日働き、約8万円ありました。この場合の給付基礎日額の計算はどうなるのですか？
また、算定基礎日額はいくらになりますか？



●給付基礎日額とは

労災保険の保険給付金額を決める基準金額のことです。

まず、給付基礎日額の算出の原則を知っておきましょう。

給付基礎日額の日額を算出するには、労災でケガ・病気になった日の前日から3ヵ月の賃金を総合計します。

その総賃金を3ヵ月間の総日数で割った金額が給付基礎日額になります。

これが原則です。

ところで、アルバイトの方は給付基礎日額の計算の仕方は異なります。

3ヵ月間の総労働日数で割った金額に6/10を掛けて計算します。

あなたの場合は3ヵ月間の総労働日数は30日です。

3ヵ月間の総賃金は24万円です。

給付基礎日額は $24\text{万円} \div 30\text{日} \times 6/10 = 4,800\text{円}$ なります。

(常勤とはことなりアルバイトの場合には毎月の労働日数も不定期であり、給付基礎日額を算出する方法は実際にはいろいろな条件があります。上記の計算額はあくまで概算です。)

●算定基礎日額の計算は

ケガ・病気で被災した日以前の1年間に、3ヵ月を超える期間ごとに貰ったボーナスの総額を「算定基礎年額」といいます。

その $1/365$ を「算定基礎日額」といいます。

アルバイトの方にはボーナスは普通ありませんから、あなたの算定基礎日額はありません。



Q

片眼を失明した場合の障害年金はいくら貰えるのでしょうか？



A

労災の眼に関する障害等級は以下に表です。あなたの場合、片眼を失明したから障害等級は2級になるかと思われます。

等級	視覚障害
1級	両眼が失明したもの
2級	一眼が失明し、他眼の視力が○・○二以下になつたもの 両眼の視力が○・○二以下になつたもの
3級	一眼が失明し、他眼の視力が○・○六以下になつたもの
4級	両眼の視力が○・○六以下になつたもの
5級	一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になつたもの
6級	両眼の視力が○・一以下になつたもの
7級	一眼が失明し、他眼の視力が○・六以下になつたもの
8級	一眼が失明し、又は一眼の視力が○・○二以下になつたもの
9級	両眼の視力が○・六以下になつたもの 一眼の視力が○・○六以下になつたもの 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
10級	一眼の視力が○・一以下になつたもの 正面視で複視を残すもの
11級	両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
12級	一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
13級	一眼の視力が○・六以下になつたもの 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 正面視以外で複視を残すもの 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
14級	一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの



Q

私の障害年金の受給額は？



A

下の表に2級の障害年金額を計算しています。

一年目は

①の障害給付の年金支給額1,329,600円 + ②障害特別支給金3,200,000円 = 4,529,600円になります。

③の算定基礎日額から支給される障害特別一時金はありません。

以上、2年目以降は①の障害給付の年金支給額1,329,600円を貰えるだけになります。

障害等級	①障害給付		②障害特別支給金	③障害特別一時金
	年金支給	一時金支給	一時金支給	一時金支給
第2級	給付基礎日額の277日分		320万円	
支給額	給付基礎日額 4,800円 × 277日 = 1,329,600円	0円	3,200,000円	0円



Q

私はアルバイトなので、国民年金被保険者です。国民年金から障害年金を貰えるのですか？



A

あなたの場合に国民年金から障害基礎年金を貰えることができます。

【1級】は 780,100円 × 1.25 【2級】 780,100円 (平成27年度価格)

国民年金の眼に関する障害認定基準は

1級は両眼の矯正視力の和が0.04以下のもの

2級は両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下のもの

です。

労災の障害給付年金を貰って、国民年金の障害基礎年金を貰う場合は

労災の障害給付年金額は、0.88乗じた額に減額されます。